

<共同研究報告>延喜二年三月の飛香舎藤花宴

| | |
|-------------|---|
| 著者 | 古藤 真平 |
| 雑誌名 | 日本研究 |
| 巻 | 46 |
| ページ | 243-262 |
| 発行年 | 2012-09-28 |
| その他の言語のタイトル | Fuji no Hana no En t Higyosha of the Heian Palace held in 3rd Month of 2nd Year of the Engi Era |
| URL | http://doi.org/10.15055/00000456 |

延喜二年三月の飛香舎藤花宴

古藤真平

序

延喜二年（九〇二）三月二十日、平安宮内裏の飛香舎において、醍醐天皇が藤の花を御覧じ、藤原時平が献物をすると、ふじはなのえん藤花宴が催された。飛香舎は天皇の御在所清涼殿の北西に位置した殿舎であり、その南面の中庭に藤が植えられていたため、藤壺とも呼ばれていた。

この宴は史上に知られる最初の藤花宴であった。藤花宴としては、村上天皇時代の天曆三年（九四九）四月十二日の宴（飛香舎で開催）や応和元年（九六一）閏三月十一日の宴（冷泉院釣殿）が盛儀であったことが各種の文献（『日本紀略』『扶桑略記』『西宮記』『花鳥余情』など）によって知られるが、この宴はそれらの先蹤になったと考えられる。『源氏物語』で物語の展開を彩る場面として用いられたことも関わってか、従来、藤花宴は主に国文学研究者の注目す

るところとなってきた。関係史料の丹念な解釈に基づく先行研究として、橋本不美男氏と滝川幸司氏の業績を挙げることができる。^②本稿ではこの延喜二年三月の藤花宴について政治史研究の視角から考察する。

一 基本史料

本章では延喜二年三月の藤花宴に関する基本史料を確認する。なお、この宴で詠まれた和歌について、滝川氏は、同日の作品であると確実に言えるものはないことを指摘している。^③筆者は、醍醐朝の藤花宴和歌を考察する中で、検討してみたいと考えているが、論旨の軸からは外れるので、補説において述べることにする。

【史料1】『日本紀略』延喜二年三月二十日条

三月廿日。於飛香舎、有藤花宴。

【史料2】『西宮記』宴遊、藤花宴所引の延喜二年三月二十日の記^①

延喜二年三月廿日。御飛香舎、御覽藤花。左大臣献物。給御野次
子所

供御膳。次王卿侍臣着座。公卿御下、
侍臣花下、次大臣貢御本笛硯琴等。入筥

次給紙筆献序。御弹琴。大臣侍東筵奏唱歌。召所楽器奏樂。大

臣大鼓、忠房笛。次御平座。大臣立舞。中宮被奉銀籠二捧。花付籠
事了賜祿。

延喜二年三月廿日。飛香舎に御し、藤花を御覧ず。左大臣献物。御野子所に給ふ。次で御膳を供す。次で王卿・侍臣着座す。公

御は御の下、侍臣は花の下。次で大臣、御本・笛・硯・琴等を貢ず。筥に入

る。次で紙筆を給ひ、序を献ぜしむ。御弹琴あり。大臣、東筵に侍りて唱歌を奏す。所の楽器を召して樂を奏せしむ。大

臣は大鼓、忠房は笛。次で平座に御す。大臣立ちて舞ふ。中宮、銀の籠二捧を奉らる。藤の花を付す。事了りて祿を賜ふ。

【史料3】『醍醐天皇御記』延喜二年三月二十日条（『河海抄』巻第

十八、宿木「ふちの花のえんせさせ給」の註^{②③}

飛香舎藤花宴事

延喜二年三月廿日御記云。此日。左大臣、於飛香舎藤花下、有

献物事。左大臣執献物、称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別

当也。而後列坐藤花下。盃酒数巡後、左大臣殊仰右大將令献題

目。飛香舎藤花和歌。則左大臣置御硯匣、奉手跡匣。暫献横笛

和琴。其横笛箱、是承和遺物耳。酒盃間、举群臣酌酩。管絃歌

舞。訖召敦固親王備前介忠房、令吹笛。暫給祿群臣有差。

飛香舎の藤の花の宴の事

延喜二年三月廿日の御記に云はく。此の日。左大臣、飛香舎

の藤の花の下において、献物の事有り。左大臣献物を執り、

菅根を称びて御贄を献ず。御息所の宣旨別当と為すべきなり。而して後に藤の花の下に列坐す。盃酒数巡の後、左大

臣、殊に右大將に仰せて題目を献ぜしむ。飛香舎の藤の花の和歌なり。則ち左大臣、御硯の匣を置き、手跡の匣を奉る。

暫くして横笛・和琴を献ず。其の横笛の箱は、是れ承和の遺物なるのみ。酒盃の間、群臣を挙げて酌酩す。管絃・歌舞あり。訖りて敦固親王・備前介忠房を召し、笛を吹かしむ。暫

くして祿を群臣に給ふこと差有り。

二 儀式の流れ

本章では延喜二年三月二十日の藤花宴の儀式の流れを簡略に跡付

ける。前章で掲出した基本史料三件の内、【史料1】（以下【1】と

略記する）は延喜二年三月二十日に飛香舎で藤花宴があったことを記すだけであるから、基本的には【2】と【3】を対照し、①⑦

に区切って見ていくこととする。なお、①に含まれている、この藤花宴の政治史的意義を考える上で特に重要と考えられる部分については、次章で検討する。

①天皇が飛香舎に御し、藤花を御覧じらる。左大臣藤原時平が献物の

儀を行う。時平が献上した御贄が御厨子所に下される。

【2】の「御飛香舎……給御厨子所」、【3】の「左大臣、於飛香舎……称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨别当也。而後列坐藤花下」の部分である。次章で検討するのは【3】の「称菅根」以下についてである。

②天皇に御膳が供される。公卿は飛香舎と中庭の砌の下の座、侍臣は中庭の藤花の下の座に着座する（膳が与えられる）。盃酒が数巡与えられる。

【2】の「次供御膳……公卿侍臣在下」、【3】の「盃酒数巡（後）」の部分である。

③（盃酒数巡の後）左大臣時平が右大将藤原定国に命じて「飛香舎の和歌」という歌題を献じさせ、列座の人々が和歌を作って献上する（序も作成され、献上される）。

【2】の「次給紙筆献序」、【3】の「盃酒数巡後……飛香舎藤花和歌」の部分である。参列者が作った和歌については補説で考察する。

④左大臣時平が硯の箱、手跡の箱、横笛、和琴を献上する。

【2】の「次大臣貢御本笛硯琴等。入篋」、【3】の「則左大臣置御硯匣、奉手跡匣。暫献横笛和琴。其横笛箱、是承和遺物耳」の部分である。横笛を納めた箱は「承和遺物」であったというから、仁明天皇ゆかりの品ということになる。

なお、③と④の順序は【2】と【3】で逆に記述されている。

る。今仮に【3】に従う。

⑤酒盃が進む内に群臣は酩酊する。天皇が自ら琴を弾き、左大臣時平が東筵に侍し、天皇の弾琴に合わせた歌を奏上する。蔵人所の楽器を召して楽を奏上する。時平が大鼓、藤原忠房が笛を演奏する。天皇が平座に御すと、時平は座を立って舞を奏上する。このような管絃・歌舞の最後に、天皇の命で敦固親王と忠房が笛を演奏する。

【2】の「御弹琴……大臣立舞」、【3】の「酒盃間……令吹笛」の部分である。藤原忠房（？～九二八）は京家浜成流の興嗣の子で管絃と和歌に秀でた官人であり、敦固親王（？～九二六）は醍醐天皇の同母弟である。

⑥中宮から藤の花を付けた銀籠二捧が奉られる。

【2】の「中宮被奉銀籠二捧。花付籠」の部分である。中宮は醍醐天皇の養母として皇太夫人とされた藤原温子（八七二～九〇七。父は基経）である。彼女が奉った銀籠は、捧物もてものとして贈られたものであるが、それに込められた意図については第三章で言及する。

⑦宴が終わって列座した群臣に禄が与えられる。

【2】の「事了賜禄」、【3】の「暫給禄群臣有差」の部分である。

三 政治史的考察

本章では延喜二年藤花宴の意義付けについて考察する。具体的には、前章で次第①とした【3】の「称菅根」以下の部分、とりわけ「可為作御息所宜旨別当也」の部分をもより詳細に解釈することによって、従来の諸説を再検討したい。

先学の研究は、『日本紀略』延喜元年の「三月日。以藤原穩子、為女御。^{〔細考〕}」と『大鏡裏書』太皇太后宮穩子御事の「延喜元年三月日為女御」の係年をそのまま認めた上で、その一年後に当たる延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴を解釈しようとしてきた。穩子に関して包括的に論じた藤木邦彦氏・角田文衛氏は、穩子の女御宣下を延喜元年三月のこととして記述しているし、後宮史を総合的に研究した須田春子氏の著書の穩子に関する記述中でも同様である。^⑤

こうした理解の上に、延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴は元年三月に穩子が女御になってから一周年を迎えることを記念して催されたという意義付けが先行して論じられた。橋本不美男・村瀬敏夫・田中喜美春・木村茂光氏は次のように述べている。

・延喜二年三月は穩子入内満一年目に当たり、(中略)時平は、穩子の正妃に準じる身位を確実にするため、祖父良房・父基経の例にならって、花宴に準じて飛香舎に観藤花の曲宴を奏請し、献物によってその費をあがったのではなからうか。従つ

てこの藤花の宴は、実質的には穩子を主体とし、それを後見する時平のあるじもうけであったものと思われる。^⑨

・それから一年、まだ懐妊の兆候のない穩子の様子に苛立ちながら、後見人たる時平が穩子をバックアップする意図を持って催したのが、この藤花宴であつたらう。^⑩

・時平の同母妹穩子の入内一周年を期して、その地位を確実にするために企画された、史上初の藤花宴であつた。この曲宴では、「飛香舎藤花和歌」の題のもとに、歌が詠ぜられ、醍醐天皇の詠作も伝存している(『新古今集』春下・一六三)。^⑪

・穩子の入内一周年記念を標榜しつつも、時平自身が、天皇を迎えて群臣とともに自分の新制を祝うことであつた。^⑫

これに対して、滝川氏は「天皇の後妃に関しては、立后などならばともかく、一女御の入内一周年を祝うということは、考えにくい」とした上で、

・開催理由は穩子ではなく、献物を行った時平自身にある。この年の正月二十八日に、時平は封二千戸を賜っている(『公卿補任』延喜二年左大臣時平)。恐らくこのことへの謝意として行ったと考えるのが、献物の通例からしても妥当であろう。

と述べ、目崎徳衛氏の奉献に関する研究を参照し、私的儀礼である

献物を構成要素とする延喜二年藤花宴を「先学が「公宴」と呼び、和歌の公的地位獲得の場と考えていることは、これもまた疑問である」と述べている。¹⁴

和歌文学史においてこの宴が和歌の公的地位獲得の場となったのかどうか、『古今和歌集』撰集開始との関係の有無といった問題について、筆者は言及できないが、この宴が私的なものであったと主張する滝川氏においても、その解釈を進める中で、

ここで穩子のことが記されるのは、この藤花宴が、穩子の兄・時平の献物でもあることから、一年前に穩子が女御となったことが醍醐の頭に過ったということかも知れない。¹⁵

と述べている。穩子の女御宣下を延喜元年三月と理解することについては、この藤花宴を公宴と意義付ける論者と同じなのである。

それに対し、筆者は、穩子の女御宣下を『日本紀略』・『大鏡裏書』が延喜元年三月とする係年には疑問の余地があり、延喜二年三月の藤花宴の前後（当日も含む）¹⁷になされた可能性を検討すべきであると考ええる。そして、この宴の意義とは、醍醐天皇が穩子を女御として迎えたことを時平が献物によって演出し、天皇の養母であった皇太夫人温子（中宮）も天皇と穩子に捧物を奉って祝福するという仕掛けであった、その点にこそ、この日の宴が藤花宴として初見であることの意味があるのではないかと思う。

換言すれば、穩子の女御宣下に関する史料の係年が延喜元年三月、藤花宴が一年違いの延喜二年三月であり、同宴が女御宣下を慶賀するために催されたとすれば前者の係年に誤りがあるのではないかと筆者は憶測するのである。そのような解釈の仕方が恣意的なものとなりがちであることは、筆者自身承知しているつもりである。

しかし、『日本紀略』の醍醐天皇紀には多くの衍文・錯簡があるという坂本太郎氏の指摘もある¹⁸ので、一つの仮説として設定し、【2】・【3】の内在的分析によって成立する余地があるかどうかを検証してみようというのが本稿の主眼とするところである。

以下、【3】の「称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別当也。而後列坐藤花下」の部分についての検討を始める。次第①全体の流れの中で検討すべきことは言うまでもない。

（二）「称菅根、献御贄」・「而後列坐藤花下」の解釈

「称菅根、献御贄」は、左大臣時平が御贄を献上したという記述【2】の「左大臣献物。繪所」、【3】の「左大臣執献物。称菅根、献御贄」の中に位置付けられている部分である。

「御贄」の語は【3】だけに見えるが、両方に見える「献物」も実質的には「御贄」と同義である。【2】の献物は御厨子所に下されているし、【3】の献物も時平が持参したそれが御贄として献じられているからである。なお、次第①における【3】「左大臣、於飛香舎藤花下、有献物事」の「献物」は、醍醐天皇から見て、この

日の宴が飛香舎の藤花の下での時平による献物の儀であったことを示している。つまり、御贄だけでなく御硯匣・手跡匣・横笛・和琴も合わせた全体を献物と呼んでいると考えるべきであろう。

問題となるのは「称菅根」である。橋本氏は「称菅根、献御贄。可為作御息所宣旨別当也」について次のように述べている。¹⁹⁾

A 左大臣は献物のうち、菅根（菅根鳥キジカ）と云つて貢物を献じた。これは御息所の宣旨か別当に調進させるべきである。

といった意味であろうか。こゝに御息所が記名されているのは注目すべきと思われる。

B 「延喜御記」による「可為作御息所宣旨別当也」の記文は、明確さを欠いている。その前文の「称菅根献御贄」も、あるいは菅根鳥ではなく菅根朝臣（藤原菅根、当時権左中弁正五位下）からと称してと解すべきかも知れない。しかしながら『河海抄』^{（河海抄）}の不知記によると、結果としては御厨子所に給わつているので食物であろう。（中略）この記文がある以上は、この藤花の宴に御息所が関係していたことは確かであろう。私解のようにとれば、飛香舎はこの御息所の在所の可能性が強い。少くとも醍醐天皇と同座であったことは確かであろう。（中略）この御息所は、時平妹の女御藤原穩子であろうと思われる。

橋本氏のAに対し、滝川氏は、『西宮記』の献物事の記述を参照

しつつ、【3】の「称菅根、献御贄」を「菅根に称ひて御贄を献ぜしむ」と訓読する。献物事における「於射場殿有献物事之時」や「五月節駒牽、右府献物之間」の次第においては、上卿が献物を持った王卿以下に「何物」と尋ね、「申献人并物名」や「第一人申云、右乃司乃献御贄云々、奏物名了」があると、上卿が「膳部爾給へ」・「御厨子爾給へ」と命じているから、献物の儀では贄が御厨子所に下されることが分かるとし、【3】の「献御贄」、【2】の「給御厨子所」は献物事その部分に当たると指摘する。そして、【3】の「菅根に称ひて御贄を献ぜしむ」は、献物事の「即持献物之人称唯、直渡御前、経侍所前、付御厨子所膳部云々」に当たり、「菅根」は橋本氏Aのキジではなく、藤原菅根を指し、醍醐天皇が菅根に命じて贄を受け取らせ、御厨子所に下した、と理解する。²¹⁾

【3】の「菅根」については、国語辞典類に「菅根鳥」^{（すがねどり）}が中世以降の用例を以て雉の異名として見えているものの、それが醍醐朝まで遡り得るのかという難点があり、滝川氏が言うように藤原菅根と見るべきであろう（橋本氏もBでは藤原菅根に留意している）。但し、滝川氏が、醍醐天皇が菅根に命じて献上された贄を受け取らせ、御厨子所に下したと理解している点には、「称菅根」と「献御贄」のそれぞれの動作の主語が誰であるのかという点で問題があると考え

る。滝川氏は主語を醍醐天皇と見、「献御贄」の「献」に使役を込めて解釈した。天皇の日記の解釈としては筋が通っていると思われる

が、その場合、天皇が菅根に声をかける行為を自ら書き記す時に、「称^{いふ}」という表現が相応しいかどうかという疑問が湧く。もし、「称」の字が「仰」の誤写であったならば、「菅根に仰せて御贄を献ぜしむ」と訓読することが可能となるが、誤写の問題を安易に想定することは慎むべきであろう。筆者は、左大臣時平が献物を持参して、菅根を呼び出し、(天皇の許可を得て)御贄を献上し、菅根に受け取らせた(そして菅根がその御贄を御厨子所に運んでいった)という、時平の一連の行為を醍醐天皇が記述したものと理解し、「左大臣献物を執り、菅根を称びて御贄を献ず」と訓読したのである。

なお、『西宮記』の献物事における「於射場殿有献物事之時」の次第では、射場殿の南方に献物を持った王卿が列立し、御前の座に一人残った上卿が「何物」と尋ねると、「貫首人」は「称唯」して「申献人并物名」し、上卿が「膳部爾給へ」あるいは「御厨子爾給へ」と命じ、「即持献物之人称唯、直渡御前、経侍所前、付御厨子所膳部云々」となる。「貫首人」とは蔵人頭のこと、延喜二年三月の藤花宴の時には菅根が在職していた(『公卿補任』延喜八年条)。「貫首人」から報告を受け、(必要に応じて天皇の意向を伺いつつ)御厨子所に下すなどといった指示を出すのが上卿の役目となるが、この宴については時平自身が献上者であり、そして上卿的な立場でもあったと見られる。そこで、『御記』は【3】のような文章となったのであろう。

以上のように、筆者は【3】の「左大臣執献物、称菅根、献御

贄」を時平を主語とする一節と解釈するのだが、だからといって、醍醐天皇が受動的な位置にあったと考えているのではない。むしろ、天皇と時平の二人の筋書き通りであったと考えているのであり、そのことは、天皇が続けて記した「可為作御息所宣旨別当也」からも窺えると思う。

「而後列坐藤花下」については、時平から受け取った御贄を御厨子所に運ぶために退席した菅根が藤花の下に設営された宴の座に戻って来たという解釈で問題ないであろう。

(二)「可為作御息所宣旨別当也」の解釈

結論から先に述べると、筆者は、「作」の字を除いて「御息所の宣旨別当と為すべきなり」と訓読し(第一章で示した通り)、醍醐天皇が、時平から献上された御贄を受け取って御厨子所に運ぶ役目を菅根に与えたことについて、その理由を、御息所の宣旨別当に任ずべき者であるからだ、と述べていると解釈する。

前後の事情についての推測も加えて述べると次のようになる。遡ること遠からざる日に穩子が入内し、宴の前後(当日も含む)に穩子を御息所すなわち女御とする宣旨が下され(下されることとなり)、それを祝福するべく宴が企画され、さらに女御家の宣旨別当すなわち勅別当に菅根を任命することも決めていたので、宴当日に御贄を運ぶ役目を菅根に与えたのだ、と醍醐天皇が述べていると考えるのである。

橋本氏がBで述べた、この宴と、飛香舎を居所として与えられていたであろう御息所穩子との関係、宴における天皇と穩子の同座関係は重要な指摘であると考ええる。そしてそのことは、穩子の女御宣下と藤花宴とが一体の関係で為されたと解釈することによって、より意味深く理解できるのではないかと思う。時平が延喜二年正月二十八日に封二千戸を賜ったことへの謝意としてこの宴が催されたという滝川氏の理解についても、近々穩子を入内させる時平と天皇との君臣一体の信頼関係をより強固にするための封二千戸賜与であったと見れば、必ずしも相対立する議論とはならない。筆者としては、穩子の女御宣下に対する奉祝と謝意を中心に理解し、封戸の賜与への謝意が加わったと見ておく。

以下、字句に即して見ていきたい。

「可為作御息所宣旨別当也」について、国文註釈全書本、『大日本史料』第一編之三、玉上琢彌編本、天理図書館善本叢書本がともに「可為作御息所宣旨別当也」とするものの、『大日本史料』のテキストは「作」に傍注「(ナシイ)」があることを注(5)で紹介した。

「作」の字を有さないテキスト(『大日本史料』が傍注で示した「イ本」)が正しければ、「御息所と為すべき宣旨の別当なり」・「御息所の宣旨(の)別当と為すべきなり」と訓読することが可能である。筆者は後者の読みを採るのだが、そのことについては後述する。

しかし、他のテキストが全て「可為作御息所宣旨別当也」である以上、まずそれから検討するべきであろう。滝川氏は「御息所と作

す宣旨を為るべき別当也」と訓読し、「(その菅根は穩子を)御息所とするための宣旨の責任者である」と口語訳するが、「取りあえずは、穩子入内と関わらせて読解したが、女御宣下の官符を制作する責任者のことを、果たして「別当」と呼ぶのかという疑問もあり、この推測は、憶測に留める他ない」と結んでいる。

問題となるのは「別当」についての理解である。滝川氏は、女御の宣旨について、尊経閣文庫所蔵大永本『西宮記』第九、臨時、宣旨事の、

一、親王・女御・一世源氏等事。

上卿奉勅仰弁官。但、至于親王・女御等事、即日外

戚公卿以下、於射場殿、奏賀由拜舞。

を挙げ、弁官に命令が下されることを指摘する。そして、穩子の女御宣下についての文書は残っていないものの、『皇室制度史料 后妃四』²⁴において、『諸官符案宣旨方』に女御宣下を中務・大蔵・宮内三省に伝達する太政官符が紹介されていることを指摘し(時代の近いものとして藤原佳珠子を女御とすることを指摘し(時代の官符を例示)、藤原菅根は延喜元年三月十五日に権左中弁になって(『公卿補任』延喜八年条)から、延喜元年三月に女御となった穩子の女御宣下の責任者であった可能性があると述べる。²⁵ 穩子の女御宣下が通説通り延喜元年であったにせよ、私見のように同二年と

見るにせよ、当時の弁官官人の陣容から見ても、菅根が上卿からの仰せを承った可能性は十分にあるだろう。但し、その役目を「別当」と呼んだという確実な根拠があるわけではない。

ここで、女御宣下を伝達する太政官符の作成について、『皇室制度史料 后妃四』第五章第二節、九七頁の解説を参照すると、

西宮記や北山抄には、上卿が勅を奉じて女御と定める由を弁官に仰せ下し、さらに太政官符を作らせ、親族による奏慶が行われると見え、これらの儀は実例に於いても鎌倉時代末まで特に変更はなかった。

とある。典拠史料を参照すると、『西宮記』に限っても、大永本第七、臨時の「一、初以皇子為親王事」、第九、臨時、諸宣旨の「親王女御源氏事」にも同趣旨のことが書かれていることを確認できる。さらに、同書の導きを受け、第五章第三節（女御の待遇）、一九五頁の解説を参照すると、

女御は其の宣下の前後に家司を定めるのを例とした。（中略）なお西宮記には、当代親王の勅別当と同じく、女御にも、上卿が勅を奉じて宣旨を作らせ、別当を任命するとし、天慶九年左少弁菅原在躬を女御藤原某の別当となし、官より仰せ下した例を挙げている。

とあり、典拠史料として、壬生本『西宮記』臨時一、諸宣旨、

当代親王勅別当上卿奉勅給弁、女御同之、
天慶九年以左少弁在躬為
女御藤原某子別当、
御旨、
（アキマ、）

が掲出されている（二五二頁）。

天慶九年（九四六）の補任例について、『大日本史料』第一編之八、七四九頁を参照すると、『西宮記』臨時一、諸宣旨の該当部分は「天慶九年、以左少弁在躬、為女御藤原述子別当、御旨」と引用され、「藤原述子」となっている。これは、実頼の娘述子（九三三～九四七）が天慶九年十二月（『真信公記』は二十五日、『大鏡裏書』は二十六日、『二代要記』は二十七日とする）に村上天皇の女御になったことを踏まえているのではないかと思われる。それはともかく、左少弁に在任していた正五位下菅原在躬が、女御とされた藤原述子の勅別当の任を与えられたことは確かであろう。

女御に弁官在任官人を勅別当として付けることは、天皇がその女御に破格の待遇を与えることだったのであるかと思われる。『皇室制度史料 后妃四』の二五二頁に掲出されている、壬生本『西宮記』臨時一裏書の、

康保四年三月廿二日、召左大臣定云々、山城守為輔女御芳子家別当、

は、村上天皇の女御であった芳子（？）九六七。藤原師尹の娘。女御宣下は天徳二年（九五八）十月二十八日〔日本紀略〕・『二代要記』・『大鏡裏書二〕が、康保四年（九六七）三月二十二日に山城守藤原為輔を別当として付けられたことを示している。同年五月二十五日に村上天皇が崩御する直前の人事であり、芳子が女御宣下の時にどのような官人を別当として付けられたかを知ることが出来ないが、弁官在任者と山城守在任者とは、大きな格の違いがあったであろう。³⁰⁾

以上のような、『西宮記』の記述と、村上朝時代に女御付の役職として補任された勅別当の事例を参照すると、【三】の「可為作御息所宣旨別当也」については、「作」の字を除いて「御息所の宣旨別当と為すべきなり」と訓読し、醍醐天皇がそこに込めた意を次のように取るべきではなからうか。すなわち、女御穩子の宣旨別当（＝『西宮記』の勅別当）に補すことを内定していた藤原菅根であるがゆえに、穩子の居所飛香舎において天皇の来臨を仰いで催されている藤花宴の場で、時平が醍醐天皇と女御穩子を祝福するために献上した御贄を受け取り、御厨子所に運ぶ役目を与えたのである、と。「作」の字を活かそうとすれば、滝川氏のように訓読することになるであろうが、女御宣下の官符を制作する責任者を「別当」と呼ぶかどうかという問題が解消しないので、勅別当と同意のものとしての宣旨別当を想定してみたいのである。

なお、勅別当の本官の軽重について上述した点から見て、藏人頭権左中弁の菅根を女御穩子の別当に補することは、穩子に格別の待

遇を与える意味があったであろう。女御家別当が穩子以前の女御達にも置かれていたかどうかについては今後の検討課題としたい。

以上、(一)(二)の考察により、藤花宴で時平の献上した御贄を御厨子所に下す役目を務めた菅根について、醍醐天皇が御記に記した「可為御息所宣旨別当也」を「御息所の宣旨別当に補任する予定の人物だからだ」と解釈できることを示すことができたと考ええる。

であるならば、天皇がするように書く文脈として、穩子女御宣下から一年後の宣旨別当の新設または交代を意図していたという解釈、あるいは、一年前に穩子を女御にした時の宣旨を奉じたのが菅根であった（「作」の一字を活かす）ことを思い起こしたという解釈よりも、次のような解釈の方が合理的であろう。すなわち、入内して女御宣下を受けたばかりの（あるいは宣下を受ける当日の）穩子を祝福するこの宴の時点で、彼女の地位をさらに高めるべく宣旨別当を補任しようという天皇と時平の合意ができていたのである、と。

(一)(二)の考察の前で述べたことの繰り返しとなるが、宴の次第⑥に見える、中宮藤原温子から奉られた「銀籠二捧」についても、天皇と穩子の二人への祝福としては、女御宣下一年を記念しての祝意というよりも、宣下そのものに対する祝意が込められていたと理解する方が実相にかなっているのではないかと筆者は考える。

そしてその祝意とは、醍醐天皇の養母として中宮の身位を与えられた温子から、天皇の女御に迎えられ、いずれは皇子を儲けるという輝かしい未来を期待されている穩子に対する、同じ藤原摂関家出身

のキサキとしての祝意であったと考えたい。

結びに代えて

延喜二年三月二十日の飛香舎藤花宴の關係史料を解釈し、憶測を加えつつ、政治史的考察を行った。その内容は第三章で述べたことの繰り返しとなるので差し控える。

ここで、穩子が入内し、女御とされる経緯について、筆者の見通しを述べておこう。

穩子入内の時期については、須田春子氏は延喜元年と述べ（延喜元年三月に穩子が女御宣下を受けたとする通説的理解に基づくのであろう）、角田文衛氏は昌泰二年夏頃と推定し、島田とよ子氏は、 α 宇多上皇が出家し（昌泰二年十月二十四日）、さらに班子女王が崩御（昌泰三年四月一日）して以後の法皇の「山踏み」（七月金峰山、十月高野山参詣）の間に乗じてのことであった可能性と、 β 菅原道真左遷（延喜元年正月二十五日）直後のことであった可能性の両論を併記する。³³

穩子入内の実現過程については、各論者とも、『九曆』天曆四年六月十五日条（『御産部類記』冷泉院所収逸文）に見える、藤原師輔が村上天皇に上奏した立太子の先例に注目している。保明親王立太子一件に含まれている穩子入内の経緯は以下の通りであった。

醍醐天皇が元服を加えた日（寛平九年（八九七）七月三日。同日、天皇踐祚）の夜、班子女王の娘為子内親王と穩子の双方が入内しよ

うとしたが、宇多上皇が母班子女王の命を受けて穩子の入内を停めた。その後為子内親王（寛平九年七月二十五日に三品に叙して妃とされた）が勸子内親王を出産して薨去してしまう（昌泰二年（八九九）三月十四日。同月二十一日に一品を贈る）のであるが、女王は穩子の母（人康親王の娘）の冤霊がこの妖をもたらしたという浮説を聞き

付け、重ねて穩子の入内を停めた。しかし、時平は計略を廻らせて入内を実現し、上皇は怒ったものの差し止められなかった。穩子は幾程を経ずして皇子（崇象親王（のち保明親王と改名））を出産した。角田氏は、為子内親王薨去から班子女王による再度の穩子入内妨害までの推移を比較的短期間と見て、昌泰二年夏頃入内と推定したのであろう。一方、島田氏は女王の政治力の大きさを重視して昌泰三年四月一日の女王崩御後に入内時期を推定したのである。

筆者は、班子女王の崩御に加えて、昌泰四年正月二十五日の菅原道真失脚による宇多上皇方の敗北が重要であると考えるので、上述した先行研究の中では島田氏の β が合理的であると思う。そこで、『日本紀略』と『大鏡裏書』の延喜元年三月穩子女御宣下の記述に疑問の余地がなければ、入内もその頃と推定することが穩当であるということになるが、本稿の考察によって女御宣下の年月に関する疑問を提起したつもりである。

筆者はさらに、穩子の入内時期についても延喜二年三月かそれを遠くは遡らない頃だったのではないかと推測する。入内の妨げとなる条件が延喜元年正月に除去されたにもかかわらず、それが翌年ま

で遅れると推測することには疑問が持たれるかもしれない。しかし、道真の失脚に対して宇多上皇が醍醐天皇の翻意を促そうと参内したものの面会がかなわなかった（『日本紀略』延喜元年正月三十日、二月一日条。『扶桑略記』は正月二十五日条として記す）こともあり、上皇と天皇の緊張関係の緩和には相当程度の冷却期間が必要だったのではないかと考えるのである。天皇と時平にとって、機が熟しつづあると感じたのは延喜二年に入ってからのもので、女御宣下も済ませ、穩子の居所飛香舎での藤花宴挙行という形で実を結んだのが三月二十日のことだったのではないだろうか。

最後に、上記の『九曆』の記事について触れておく。筆者も班子女王の崩御を穩子入内を妨げる重大要因の解消と評価した。宇多上皇・女王方と時平・穩子方の宿命的な対立は確かにあったことだろう。しかしながら、『九曆』の記事が全て真実を伝えていると考えることには慎重であるべきだとも感じている。師輔自身が保明親王立太子一件について「延喜天皇雖存旧例為恐法皇之命、不敢及其儀。贈太政大臣見此気色、相議上表也」と続けた上で、「此事不見文簿、又雖乏相知之人、昔側所伝承也」と述べているからである。穩子入内をめぐる政治情勢については、問題となる年ごとに穩子の年齢、宇多上皇・班子女王・醍醐天皇・時平の力関係を総合的に考える必要があると思うのである。³⁶⁾

補説——醍醐朝の藤花宴和歌について——

論旨の軸から外れるために、本稿の基本史料三点（第一章参照）から除いた、醍醐朝の藤花宴で詠まれたとされる和歌について、滝川氏の考察³⁶⁾に学びつつ検討する。

○『新古今和歌集』所収の醍醐天皇の和歌

元久二年（一一〇五）成立の『新古今和歌集』巻第二、春歌下に、「飛香舎にて、藤花宴侍りけるに」を詞書とする「延喜御歌」、
「かくてこそ見まくほしけれ万代をかけてにほへる藤浪の花」が収められている（一六三番歌³⁷⁾）。

○醍醐天皇・藤原兼茂・同敏行の和歌

建長三年（一二五一）成立と推定されている真観（藤原光俊）の私撰集『秋風和歌集』巻第二、春歌下に、「藤花の宴せさせたまけるときよませたまける」を詞書とする、「むらさきににほふ藤波立ちかへりけふの名残はあすぞとふべき」（延喜のみかどのおほみうた）、「むらさきのいとかけみだりさく花もをる人なくはにほはざらまし」（右兵衛のかみ兼茂の朝臣）、「藤の花かぜふかぬよはむらさきのくもたちさらぬところとぞ見る」（「ふちはらのとしゆきのあそん」）、以上三首が収められている（一一〇〇～一一二二）。敏行の作は、延文四年（一一三五）成立の『新千載和歌集』巻第二、春歌下に、

「延喜御時飛香舎藤宴によめる」を詞書として「藤の花風をさまれる紫の雲たちさらぬところとぞみる」と見えている「一七九」。

以上から、これら三首が「延喜御時飛香舎藤宴」で詠まれたことになるが、敏行の没年について、『古今和歌集目録』の伝の記載「延喜七年卒、家伝云、昌泰四年卒」から昌泰四年（延喜元年）を是とする村瀬敏夫氏の指摘²⁸があり、その点が問題となる。滝川氏は、『古今和歌集』巻第十六、哀傷歌に敏行の死去を悼む紀友則の和歌があり「八三三」、その友則の死を悼む紀貫之・壬生忠岑の和歌も収められている「八三八・八三九」ことから、『古今和歌集』完成時に没していたらしい友則よりも先行する敏行の没年については、昌泰四年説を支持し、敏行の延喜二年藤花宴参列を否定する。そして、敏行の藤花宴和歌の存在は、延喜二年以前の醍醐朝に藤花宴が開かれたことがあることを示すとす。

しかし、『古今和歌集』については、延喜五年に編集が開始されたのか、それとも完成したのかという問題や、延喜五年以後の作品が加えられていく過程についての問題がある。従って、同集が延喜五年に成立したことを以て、敏行の卒去年は延喜七年ではあり得ず、昌泰四年と見るべきである、と断言することはできないのではなからうか。敏行が延喜二年に存命であった可能性を積極的に否定することは難しいと考える。

兼茂については、『古今和歌集目録』に、藏人左衛門大尉から昌泰四年正月七日に叙爵、同年二月に昇殿、延喜二年二月二十三日に

左衛門佐に任官したとあり（国史大系本「公卿補任」延喜二十三年条には「昌泰二正七従五下。同二月廿七日昇殿（如元）」とあり、叙爵・昇殿は昌泰二年となる。但し、「昌泰二」には九条家本による傍注「四く」があり、それによれば昌泰四年となる）、延喜二年三月二十日の藤花宴に参加することは可能である（右兵衛督在任は後のことで、十九年九月十三日～延長元年正月二十一日）。

○藤原定方の和歌

『三条右大臣集』に、「延喜御時、ふちつばにてはなの宴せさせ給ひけるによみたまへりける」を詞書とする「君ませばくもゐににほふふぢの花ここにたちまひをらんとはおもふ」が収められている「五」。この作は、永享十一年（一四三九）成立の『新続古今和歌集』巻第二、春歌下にも、「延喜御時藤壺にて藤花の宴せさせ給うけるにつかうまつりける」を詞書とする「三条右大臣」の「君ませば雲井ににほふ藤の花ここにたちまひをらんとぞ思ふ」として収められている「一九七」。

以上の五首が、延喜二年の藤花宴で詠まれた可能性のある作品である。以下の二首は、詞書に「延喜御時」に「飛香舎にて藤の花の宴」・「藤壺の藤の花の宴」で詠まれたとあっても、先学が指摘している通り、延喜二年の作とは見なしがたい作品である。

○藤原実頼・同国章の和歌

長徳三年（九九七）成立と推定されている『拾遺抄』巻第九、雑上に、「延喜御時に藤つぼにて藤花の宴させ給ひけるに殿上のをのこどもわかつかうまつりけるに」を詞書とする「藏人国章」の「藤のはなみやのうちにはむらさきのくもかとのみぞあやまたれける」、「延喜御時、飛香舎にて藤花の宴ありけるに、人人わかつかまつりけるに」を詞書とする「小野宮大臣」の「うすくこくみだれてさけるふぢの花ひとしき色はあらじとぞおもふ」が収められている〔四〇〇・四〇二〕。この二首は、寛弘二年（一〇〇五）か三年頃成立と推定されている『拾遺和歌集』にも所収。実頼の和歌は、巻第二、夏に、「延喜御時、飛香舎にて藤の花の宴侍りける時に」を詞書とする「小野宮太政大臣」の作〔八六〕、国章の和歌は、巻第十六、雑春に、「延喜御時、藤壺の藤の花の宴させ給ひけるに、殿上のをのこどもうたつかうまつりけるに」を詞書とする「皇太后宮権大夫国章」の作〔二〇六八〕として見える（ともに和歌は同じ）。実頼の和歌は『清慎公集』にも「延喜御時、飛香舎にて藤宴ありしに」を詞書とする作〔二〕として見える（和歌は同じ）。

まず、実頼の和歌について。滝川氏は、新日本古典文学大系（小町谷照彦氏校注）が「延喜二年（九〇二）三月二十日の宴が知られるが、この時作者の藤原実頼は三歳で、歌を詠むのは無理か。村上朝の天曆三年（九四九）四月十二日の宴も盛儀であった」と注釈する

のを踏まえつつも、実頼は「醍醐朝の末年延長七年には三十一歳であり、醍醐朝後半において藤花宴が開催されていれば、参加は可能であろう」（実頼三十一歳の年は正しくは延長八年である―古藤注）と述べている。⁴⁰

筆者には実頼の和歌が醍醐朝の作であるか、村上朝の作であるかを判断することはできないが、醍醐朝における延喜二年以外の藤花宴について考察しておきたい。

第一は、『公忠集』（平安中期成立とされる）と『玉葉和歌集』（正和元年〔一三二二〕成立）に収められている、源公忠（八八九―九四八）の藤花宴の和歌「色ふかく匂へるふぢの花ゆゑにのこりすくなき春をこそ思へ」である。

その詞書は、『公忠集』〔六〕では「延喜八年三月廿日藤壺花に」⁴¹、『玉葉和歌集』巻第二〔二七八〕では「延長八年三月藤壺にて藤宴せさせ給けるに」となっている。さらに、『公忠集』については、宮内庁書陵部所蔵御所本〔五〇一・五四本〕では「延喜八年三月廿二日ふぢの花かに」⁴²、藤原定家自筆本系統の写本では「延喜九年三月廿二日ふぢつほの」⁴³となっている。

『公忠集』の詞書が記す詠進年月日について、右に紹介した有力写本は「延喜八年三月廿日」「延喜八年三月廿二日」「延喜九年三月廿二日」としている。新藤協三・河合謙治・藤田洋治三氏の研究⁴⁴によれば、『玉葉和歌集』の詞書「延長八年三月」と合致するのは、陽明文庫所蔵本（サ・六八本）・正保版本歌仙家集本の「延長八年三

月廿三日、藤つほの藤の賀に」である。群書類従本『公忠朝臣集』も同じであり、『大日本史料』第一編之六、二四四～二四五頁、延長八年三月二十三日条「藤花宴」が、『公忠朝臣集』から「延長八年三月廿三日、藤壺の藤の賀に」を詞書とする「色深くにほへる藤の花ゆゑに残りすくなき春を社おもへ」を収めているのは、こうして本文に拠っているようである。

『三十六人歌仙伝』の公忠伝は「延喜十一年正月廿二日昇殿、^卅三」からの経歴を伝えているので、彼が藤花宴で和歌を詠進した年次としては延長八年（九三〇）と見る方が穏当ではあろう。^卅しかし、『公忠集』の原型を伝えるとされる定家自筆本系統の写本の影印本が刊行され、本文の該当箇所について与えられた上述の知見を踏まえると、公忠二十・二十一歳の延喜八・九年の作品であった可能性もなお考慮し続ける必要があるだろう。

第二は、『西宮記』が天曆三年四月十二日の藤花宴について記す文中の和歌詠進のところに「次献題、維時、大臣奏准延長例」と見える「延長例」である。

第一の史料として挙げた源公忠の和歌が延長八年の作であったとすれば、この第二の史料に見える「延長例」がそれと同じ時のことを指している可能性があるし、実頼の和歌が醍醐朝の作であるとすると、それも延長八年のものであった可能性があるだろう。

次に国章の和歌について。滝川氏は次のように述べる。『日本紀

略』寛和元年（九八五）六月二十三日条に従三位皇太后宮権大夫で薨去したことが見える藤原国章の享年記載「^{六十七}或七十五」から、国章は延喜十九年または延喜十一年生まれである。従って、延喜二年は誕生前で論外となり、延喜十一年生まれであったとしても醍醐朝末年によくやく二十歳であるから、同朝の藤花宴への出席は困難であり、『拾遺和歌集』の詞書か作者名に誤りがあると考えざるべきであらう。^卍と。なお、新日本古典文学大系『拾遺和歌集』の注釈は「延喜二年（九〇二）三月二十日の藤花宴（日本紀略）で詠まれた歌とすると、作者の藤原国章は年齢が合わない。村上天皇の御代、天曆三年（九四九）四月十二日の藤花宴に詠まれた歌か」と述べている。^卍

国章が延喜十一年生まれであったとすると、先述した延長八年三月二十三日の藤花宴の時に、彼は二十歳に達しており、参列することとは不可能ではない。しかし、筆者としても、国章の藤花宴での和歌を醍醐朝のことと見るのは難しいと考える。何故ならば、国章は『本朝世紀』天慶八年（九四五）十二月十日条に省試及第のことが記され、『西宮記』の二月十一日列見の天慶十年二月十一日の勸物に「内記藤原国章」と見えるからである。『拾遺抄』の詞書に「蔵人国章」と見えることが詠進当時の蔵人在職を示しているると、内記在任の前後の頃から蔵人に在職していたと考えるのが穏当であろう。とすれば、彼が藤花宴で和歌を詠進した年月日としては、天曆三年四月十二日（国章は三十九歳または三十一歳）を有力視するのがやはり穏当ということになる。

最後に、延喜二年作の可能性のある醍醐天皇の和歌が二首知られることについて述べておく。滝川氏が説いたように、醍醐朝の藤花宴については、延喜二年以外にも行われたことを十分に考慮しなければならぬ。その上で、右で行った考察を踏まえ、『秋風和歌集』所収の醍醐天皇・藤原兼茂・同敏行の作が同じ時の和歌であり、それを延喜二年三月二十日の作であると見るならば、『新古今和歌集』所収の醍醐天皇の和歌が作られた年の候補としては延喜八年・同九年・延長八年が候補に挙げられることになるであろう（勿論、それ以外の年の作である可能性を排除することはできない）。

注

(1) 花宴卷（右大臣家の宴。光源氏が朧月夜の君と再会）、藤裏葉卷（内大臣家の宴。夕霧が雲居雁と結婚）、宿木卷（内裏の宴。女二の宮の婿となった薫が彼女を自らの三条宮に引き取るに際し、彼女が居住していた藤壺に父帝が渡御して催された宴）。

(2) 橋本不美男「後宮曲宴と和歌」（『王朝和歌 資料と論考』〔笠間書院、一九九二年〕所収。初出一九七三年）、滝川幸司「延喜二年飛香舎藤花宴をめぐって」（『天皇と文壇——平安前期の公的文学——』（和泉書院、二〇〇七年）所収。初出二〇〇四年）。本稿の考察が両氏の詳細な考証から多大な学恩を受けていることを銘記する。

(3) 注(2) 前掲滝川論文、三五二―三五四頁。

(4) 延喜二年三月二十日の藤花宴について記す『西宮記』の記文には、「延喜二年三月廿日」で始まるテキストと「延喜三三廿」で始まるテキストの二種がある。前者は、活字本では改定史籍集覧本三八四頁（巻十五臨時三）、神道大系本五六一―五六二頁（第二巻（臨時三））、影印本では尊経閣善本影印集成6西宮記六（大永本第四―第九）の三五〇―三五二頁（第九）に掲載。後者は、活字本では改定史籍集覧本五一三頁（巻二十臨時八）、故実叢書本第二の五〇頁（巻八）、神道大系本五八八頁（臨時四）、影印本では宮内庁書陵部本影印集成7西宮記三の四六頁（第十四軸）、尊経閣善本影印集成3西宮記三（巻七―巻十（乙））の六二―六三頁（巻八臨時乙）、同6西宮記六の七二頁（第五）に掲載。本稿で提示したテキストはそれらを合成して作成したものである。諸本を厳密に校訂することは筆者の能くするところではないので、参照文献を紹介するに留めた次第である。なお、改定史籍集覧・故実叢書・神道大系・尊経閣善本影印集成・宮内庁書陵部本影印集成については、以下、集覧・故実・神道・尊経閣影印・書陵部本影印と略記する。

(5) 『河海抄』所引の『醍醐天皇御記』のテキストは、『河海抄』の諸刊本に相違があるので、それらを合成した。以下に㉞国文註釈全書『河海抄・花鳥余情・紫女七論』（國學院大學出版部、一九〇八年）の四二二―四二四頁、㉟『大日本史料』第一編之三（東京帝國大學文學部史料編纂掛、一九二五年）の八〇頁、㊱玉上琢彌編『紫明抄・河海抄』（角川書店、一九六八年）の五七三頁、㊲天理図書館善本叢書叢書部第七一卷『河海抄伝兼良筆本二』（天理大学出版部、一九八五年）の四二三―四二四頁のテキストの校異を示す。

飛香舎藤花宴事…⑤には「花」なし。

三月廿日…④には「日」なし。

御記云…⑦は「御記曰」とする。

於飛香舎藤花下…⑤には「於」なし。

左大臣執猷物…⑤には「左大臣」なし。

可為作御息所宣旨別当也…④には「作」に傍注「(ナシイ)」あり。

承和遺物…⑦は「承和逢物」、⑧は「承和舊物」、⑨は「承和逢物〔真本遺物〕」、⑩は「承和逢物」とする。

酒盃間…⑦は「酒盃同」、⑧は「酒盃同〔真本間〕」とする。

管絃歌舞詠…⑦⑧⑨は「管絃歌舞乱」とする。

(6) 捧物は貴人に奉る性格を有するものである。『伊勢物語』七十七段に見える、安祥寺で修された藤原多賀幾子(文徳天皇の女御。天安二年十一月十四日に卒したことが『日本三代実録』に見える)追善法要の物語中の「人々、捧げものたてまつりけり。奉りあつめたる物、千捧許あり。そこばくの捧げものを木の枝につけて、堂の前にたてたれば……」という記述、『大和物語』三段に見える、宇多法皇の六十御賀のために京極御息所藤原褒子が源清隆に「さ、げものひとえだ」の献上を求めたという記述などから、捧物は「……捧たてまつ」や「……えだ」と数えられ、木の枝に結び付けて奉ったようである。橋本氏は「藤花をつけた銀籠二」と解釈し(注(2))前掲橋本論文、六三頁)、滝川氏は「藤花に付す」と訓読する(注(2))前掲滝川論文、三四〇頁)が、藤花宴で献上する捧物に相応しく、見事な花を付けた藤の木の子二本に銀籠を一個ずつ結びつけて奉ったのであろう。

(7) 藤木邦彦「藤原穩子とその時代」(『平安王朝の政治と制度』(吉川弘文館、一九九一年)所収。初出一九六四年)、角田文衛「太皇太后穩子」(角田文衛著作集第六卷『平安人物志下』(法蔵館、一九八五年)所収。初出一九六六年)。

(8) 須田春子「平安時代後宮及び女司の研究」(千代田書房、一九八二年)、三九・九九頁。

(9) 注(2)前掲橋本論文、七八頁。

(10) 村瀬敏夫「紀貫之伝の研究」(桜楓社、一九八一年)、第二章古今集の撰進(2)飛香舎藤花宴(一三六頁)。

(11) 田中喜美春「古今和歌集の形成」(秋山虔編『王朝文学史』(東京大学出版会、一九八四年)所収、五七頁。

(12) 木村茂光『国風文化』の時代(青木書店、一九九七年)、IV章3藤原氏と文人貴族「飛香舎藤花宴と古今和歌集の成立」(一八八頁)。

(13) 目崎徳衛「平安時代初期における奉獻——貴族文化成立論の一視角として」(『平安文化史論』(桜楓社、一九六八年)所収。初出一九六五年)。

(14) 注(2)前掲滝川論文、三四三〜三四四頁。

(15) 滝川氏の紹介に学びつつ、管見に入った限りで押さえておく。延喜二年藤花宴の評価について、山口博・橋本不美男・村瀬敏夫・田中喜美春各氏は「公宴」の語を用いて論じている。山口博「王朝歌壇の研究 宇多醍醐朱雀朝篇」(桜楓社、一九七三年)の三四四頁、注(2)前掲橋本論文の八〇頁、注(10)前掲村瀬著書の一三六頁、注(11)前掲田中論文の五七・六一頁を参照。「古今和歌集」撰集開始と関係付けた論者としては熊谷直春・山口博両氏が挙げられる。熊谷「古今集の撰集過程について」

『平安朝前期文学史の研究』（桜楓社、一九九二年）。初出一九六九年）の二六六・二六九頁、本注前掲山口著書の三四四頁を参照。

(16) 注(2) 前掲滝川論文、三四六頁。

(17) 穩子の女御宣下と藤花宴の前後関係については、【3】の『醍醐天皇御記』に「御息所」の語が使われていることから見て、宴よりも前と見るのが自然であろうと筆者は考えている。しかし、宣下と宴を一体の関係で行い、「御息所」の語を先行的に使用したと理解する余地もあると思われるので、「藤花宴の前後（当日も含む）」という幅を持たせた表現に止めることにした。なお、藤原菅根の女御家宣別当への補任については、宴終了後のことであろうと考えている。

(18) 坂本太郎「延喜格撰進施行の年時について」（坂本太郎著作集第七巻『律令制度』（吉川弘文館、一九八九年）所収。初出一九三五年）。

(19) 注(2) 前掲橋本論文、六二・六六～六七頁。

(20) 集覧本五二九頁（巻二十臨時八）、故実本第二の六〇～六一頁（巻八）、神道本六〇四頁（臨時四）。

(21) 注(2) 前掲滝川論文、三四四～三四五頁。

(22) 注(2) 前掲滝川論文、三四五～三四六頁。

(23) 尊経閣影印6西宮記六、三三五頁。壬生本については書陵部本影印6西宮記二の一三五頁（第十軸臨時）、活字本では、神道本五二二頁（第二巻（臨時二））、集覧本三七〇頁（巻十四臨時二）、故実本第二の二八〇頁（巻十五。集覧本による補）を参照。

(24) 宮内庁書陵部編『皇室制度史料 后妃四』（吉川弘文館、一九九〇年）、第五章女御・更衣第二節女御宣下。

(25) 注(2) 前掲滝川論文、三四六頁。

(26) 尊経閣影印6西宮記六、一九八頁。尊経閣文庫所蔵卷子本については、尊経閣影印4西宮記四の二五頁（巻十一（甲）臨時戊）、活字本では、神道本七四八頁（臨時七）、故実本第二の二五三頁（巻十二）を参照。

(27) 尊経閣影印6西宮記六、三〇〇頁。壬生本については、書陵部本影印6西宮記二の七八頁（第九軸臨時）、活字本では、神道本四八四頁（臨時一（乙））、集覧本三一九頁（巻十二臨時二）、故実本第二の二四三頁（巻十三）を参照。

(28) 書陵部本影印6西宮記二、七六頁（第九軸臨時）。尊経閣文庫所蔵大永本については、尊経閣影印6西宮記六の二九八頁（第九臨時）、活字本では、集覧本三二七頁（巻十二臨時二）、神道本四八二頁（臨時一（乙））、故実本第二の二四二頁（巻十三。集覧本巻十二による補）を参照。

(29) 書陵部本影印6西宮記二、九五頁（第九軸裏）。尊経閣文庫所蔵大永本については、尊経閣影印6西宮記六の二九四頁（第九臨時）、活字本では、集覧本三三二頁（巻十三臨時一裏書）、神道本四九二頁（臨時一（乙））、故実本第二の二五一頁（巻十四。集覧巻十三臨時一による補）を参照。

(30) 述子や芳子に先んじて村上天皇の女御となった藤原安子についてはどうであったろうか。安子は村上天皇の成明親王時代の天慶三年（九四〇）四月十九日に内裏の飛香舎（藤壺）で結婚し（『日本紀略』・「大鏡裏書」）、天皇が即位した天慶九年の五月二十七日に女御とされた。そのことについての史料として、『類聚符宣抄』第四、女御に、

太政官符中務大藏宮内等省外

従四位下藤原朝臣安子

右女御如件。省宜承知依例行之。符到奉行。

右中弁

右少史

天慶九年五月廿七日

という太政官符が収められている。右中弁は藤原有相であった。有相は、天暦二年（九四八）二月十九日に蔵人頭に補任され（『日本紀略』・「職事補任」・「公卿補任」（天暦九年条）、安子が同四年五月二十四日に出産した憲平親王が同年七月二十三日に立太子した際に春宮権亮に任じられ（『御産部類記』・「公卿補任」）、同八年三月十四日に右大弁から左大弁に昇任する（『公卿補任』）まで春宮権亮に在任した（後任は源延光（『公卿補任』康保三年条））ことが知られる通り、村上天皇・安子との関係の深い人物である。そのことを考慮すれば、有相は安子の女御宣下を奉じた弁であり、そのことによって太政官符の作成に当たったと推測できよう。そしてさらに安子の勅別当にも補されたのではないかと推測してみたい。

(31) 注(8) 前掲須田著書、一〇〇頁。

(32) 注(7) 前掲角田論文、三頁。

(33) 島田とよ子「班子女王の穩子入内停止をめぐって」〔園田学園女子大 学論文集〕第三二号I、一九九七年、二〇二二頁。

(34) 寛平九年・昌泰二年（為子内親王の薨去年）・延喜元年について見てみると、穩子の年齢は順に十三・十五・十七歳（醍醐天皇は同年齡。為子内親王は年齢不詳）、時平の官位は二十六歳の寛平九年から順に、従三位大納言、正三位・二月十四日任左大臣、左大臣・正月七日叙従二位であった。

(35) 宇多上皇が醍醐天皇に与えた『寛平御遺誡』に書かれている時平に関する記述「先年於女事有所失」についても、須田・角田両氏が穩子入内と関係があるという興味深い理解を示している（注31・32に同じ）が、やはり大きな問題がある。『御遺誡』が寛平九年のものである限り、同年よりも早く醍醐天皇の婚儀に時平が穩子を擁して介入しようとしたのであれば、それは皇太子敦仁親王の妃選びということにならざるを得ない。しかし、寛平九年に十三歳で元服する醍醐天皇と同一年の穩子の二人にとつて、寛平八年以前に現実味があるのかどうか、大きな疑問を感じないわけにはいかないからである。

(36) 注(3)に同じ。

(37) 歌番号、表記は『新編国歌大観』に従う。以下、歌番号は「」内に漢数字のみで示す。

(38) 村瀬敏夫「藤原敏行伝の考察」〔岡一男先生頌寿記念論集 平安朝文学研究〕〔有精堂出版、一九七二年〕所収。

(39) 新日本古典文学大系『拾遺和歌集』（岩波書店、一九九〇年）、二七頁。

(40) 注(2) 前掲滝川論文、三五三頁、三五九頁注20。

(41) 新編国歌大観本は流布本系統の宮内庁書陵部本（五一・二本）を底本とする。

(42) 『桂宮本叢書』第一卷私家集一、『私家集大成』第一卷中古Iによる。

(43) 『冷泉家時雨亭叢書』第一五卷（平安私家集二）、『大東急記念文庫善本叢刊中古中世篇』第六卷（和歌Ⅲ）、『宮内庁書陵部蔵御所本三十六人集』九（公忠集）。作品は「いろふかくにほへるふちの花ゆゑにのこりす

くなき春をしそおもふ」(冷泉家本)。

(44) 『公忠集全釈』(風間書房、二〇〇六年)、七六頁。

(45) 注(44) 前掲書、七七頁。

(46) 集覽本三八四～三八五頁(卷十五臨時三)、五一三～五一四頁(卷二十臨時八)、故実本第二の五〇～五一頁(卷八)、神道本五六二～五六三頁(第二卷(臨時三))、五八八～五八九頁(臨時四)、書陵部本影印7西宮記三の四六～四八頁(第十四軸)、尊經閣影印3西宮記三の六三～六五頁(卷八臨時乙)、同6西宮記六の七一～七二頁(第五臨時)、三五一～三五二頁(第九臨時)。

(47) 注(2) 前掲滝川論文、三五三頁。

(48) 注(39) 前掲書、三〇六頁。人名索引二二頁では国章の生年を延喜十九年とする。

(謝辞) 二〇一一年七月一七日の共同研究会での口頭発表から論文発表までの過程で、研究会参加者をはじめとする方々から貴重な御意見を頂いた。篤く御礼申し上げます。